

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（案）へのご意見に対する考え方
 【防災・エネルギー対策特別委員会（H26. 1. 21 開催）】

滋賀県原子力防災室

NO.	項目	頁	意見要旨	対応方針
1	第1章第5節 第1 滋賀県の地域特性等	5	「琵琶湖の有する価値」の記述は、情緒に過ぎる。災害時の行動規範である地域防災計画に、情緒的な文章は必要ないので、削除すべきである。	今後、琵琶湖水のモニタリングの重要性等について、国および若狭エリアの関係府県の理解を深めていくためにも、「滋賀県の地域特性」として、琵琶湖に関する記述は必要と考えていますが、ご指摘を踏まえ、簡潔な表現に修正します。
2	第1章第5節 第4 琵琶湖への影響予測 第2章第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等	13～15 63～64	琵琶湖への影響予測について、この程度の影響を地域防災計画に記述すると、影響があるという方向へ誘導することになるのではないかと。 どうしても、記述が必要であるなら、水の対策と併せて記述すべきである。	ご指摘を踏まえ、第2章第8節「飲食物の出荷制限、摂取制限等」に、「琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、琵琶湖水への影響が10日間程度残るといった琵琶湖への影響予測結果を考慮する」ことを記述します。

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（案）へのご意見に対する考え方
【県 民】

滋賀県原子力防災室

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
3	第1章第5節 第2 前提となる 事態の想定等	8	<p>案では、福井県の各原子力発電所から放出されると想定されている放射性物質の量（想定放出量）について、平成23年度の改定以来一貫して、福島第一原発事故に伴って、ヨウ素131の大气放出量が最も多かったと推定される2011年3月15日の1基の原子炉の放出量をもとにしており、同事故以上のものは起こりえないとしている。</p> <p>福島第一原発には、複数基の原子炉があり、程度の差こそあれ、それぞれが制御不能になり、波状的にはなるが放射性物質を放出したのであるから、想定放出量を1原発の放出量としては過小である。</p> <p>さらに、福井県には若狭湾に面して6つの原子力事業所があり、計15基の原子炉が密集しているにも関わらず、これら全原子炉が制御不能という事態を想定していない。</p> <p>県は、15基すべての原子炉において推定放出量以上の事故が発生するという事態を想定した計画の必要なことに言及し、その計画に速やかに着手すべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p> <p>なお、今回の計画修正では、前提条件は固定的に考えるものではないことを明確にするために、放射性物質の放出形態は一様ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある旨の記述を追加しています。</p>

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
4	第1章第5節 第2 前提となる事態の想定等 第3 予測される影響等	8～13	<p>「第4 琵琶湖への影響予測」では、セシウム137およびセシウム134について前提として放出量が記されているが、本項については、セシウムに関する記載がなく、前提とした放出量の根拠が明らかでない。</p> <p>「予測される影響等」において、セシウム137およびセシウム134に関する地上1mで計測した場合の空間放射線量率、外部被ばくによる実効線量が明らかにされていない。</p>	<p>ご指摘の箇所は、平成23年度に滋賀県版UPZを決定するために実施した放射性物質の拡散予測における前提条件を記載したものです。当時の検討の中で、セシウムの沈着量は気象条件によって大きく異なるため、UPZ設定の検討に用いるには適さないとの結論に至ったため、当該拡散予測では、セシウムに関する予測は行っていません。</p> <p>なお、平成23年度に実施した拡散予測における前提条件であることが読み取れるよう本文を修正します。</p>
5	第1章第5節 第3 予測される影響等	10～13	<p>滋賀県のシミュレーション結果と予防的防護措置を準備する区域（PAZ）、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）、プルーム通過時の放射性ヨウ素による甲状腺被ばくを避けるための防護措置を実施する区域（PPA）、国際原子力機関（IAEA）が示す安定ヨウ素剤予防服用の判断基準である甲状腺被ばく等価線量50mSv以上となる地域の関係が明記されていない。</p> <p>「原子力災害対策指針では、PAZ、UPZ、PPAの検討が示されており」と記されているように、これらは示されていない。</p> <p>以降の記述との一貫性を保障するためにも、「シミュレーション結果とIAEAの基準に基づき、滋賀県版UPZ、滋賀県版PPAを定義し、判定する」という趣旨が盛り込まれるべきである。</p>	<p>原子力災害対策指針では、PAZおよびUPZについては既に定義付けされており、PPAについては「検討」とされていますので、その旨が明確になるよう、本文を修正します。</p> <p>また、安定ヨウ素剤予防服用に関するIAEAの判断基準については、第1章第8節「放射性プルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置」に記載していますが、PPA対策のあり方は、IAEAの同基準等をもとに県が「判定すべき」ものではなく、原子力規制委員会で検討いただき、原子力災害対策指針に記載すべきものと考えます。</p> <p>県としては、その内容を踏まえ、地域防災計画に反映していきます。</p>

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
6	第1章第5節 第4 琵琶湖への 影響予測	13～15	<p>【放射性ヨウ素の琵琶湖水への影響】 琵琶湖水への影響の基準について、放射性ヨウ素 300Bq/kg、放射性セシウム 200 Bq/kg しか検討していないが、乳児の水道水摂取制限に係る放射性ヨウ素の基準は 100Bq/kg、通常時の飲料水基準は 10 Bq/kg 以下である。</p> <p>これらの基準になるまでの日数などもシミュレーション結果により予測できているのであるから、評価・判定結果を公表し、対策の計画に活かすべきである。</p> <p>【放射性セシウムの地表面への沈着】 地表面への沈着予測結果について、300 万 Bq/kg のみに限定した予測結果しか示されていないが、セシウム総量に関する農水省の作付制限の基準 (5000 Bq/kg) 等があるのであるから、セシウムに関して、300 万 Bq/kg のみに限定することなく、分布、各基準に該当する市町、最大距離を明らかにし、対策の計画に活かすべきである。</p>	ご意見として承ります。
7	第1章第5節 第4 琵琶湖への 影響予測	14～15	セシウム137およびセシウム134について、地表面への沈着、琵琶湖への影響の予測結果の概要を示すだけではなく、陸上の空間放射線量率、外部被ばくによる実効線量の水準や分布を明らかにすべきである。	ご意見として承ります。

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
8	第1章第5節 第4 琵琶湖への 影響予測	14～15	<p>【地上への影響】</p> <p>原子力規制委員会の原子力災害対策指針において定められている防護措置基準は、放射性物質を区別することなく、地上1mで計測した場合の空間放射線量率($\mu\text{Sv/h}$)で表されている。また、避難指示区域(内閣府)の目安とされる年間空間積算線量20mSv、除染の基本方針(2011年11月11日閣議決定)において目指すべき追加年間空間被ばく線量1mSv以下が示されている。</p> <p>したがって、ヨウ素とセシウムを区別することなく、両者を総合したシミュレーションによって得られた空間線量率や年間空間積算線量の分布、各基準に該当する市町、最大距離についても公表し、対策の計画に活かすべきである。</p> <p>【琵琶湖水への影響】</p> <p>通常時の飲料水基準「10Bq/kg以下」は放射性物質を区別することなく定められているのであるから、両者を総合した放射線量で通常時の飲料水基準になるまでの日数を公表し、対策の計画に活かすべきである。</p>	ご意見として承ります。
9	第1章第5節 計画の基礎とするべき災害の想定等	4～15	<p>各域の放射性物質による汚染のシミュレーション結果は、想定した放射性物質の放出量にほぼ比例する。</p> <p>前提とした想定放出量が小さいのであるから、シミュレーション結果を適用するに際しては、実際にはシ</p>	今回の計画修正では、前提条件は固定的に考えるものではないことを明確にするために、放射性物質の放出形態は一樣ではなく、事故の態様によって様々なケースが生じ得ることに留意する必要がある旨の記述を

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
			<p>シミュレーション結果の2倍あるいは10倍となる場合もありうることを想定すべきである。</p> <p>以上を考慮して、今後、滋賀県版UPZ、滋賀県版PPAを見直すこと、計画を見直し、充実することを補足すべきである。</p>	<p>追加しています。</p> <p>なお、滋賀県版UPZについては、第5回滋賀県原子力防災専門家会議（平成25年6月4日開催）において、SPEEDIによるシミュレーション結果について議論いただいた上で、その見直しは必要ないと判断したものです。</p>
10	第2章第6節 第9 モニタリング体制等	52	<p>案における環境放射線モニタリングは、地上からの放射線を遮蔽し、空間の放射線量のみの測定となっているが、土壌汚染も予測されているのであるから、空間放射線の測定に当たっては、地上からの放射線も対象とすることが盛り込まれるべきである。</p>	<p>平常時および緊急時における環境放射線モニタリングは、原子力施設から放出された放射性物質または放射線による周辺環境への影響を評価するために実施するものであり、地上からの放射線も評価の対象としています。</p>
11	第2章 災害事前対策 第3章 緊急事態応急対策	33～ 85～	<p>第1章第5節「第3 予測される影響等」において、放射性ヨウ素のみのシミュレーション結果によっても、「半径30～50kmの範囲で、甲状腺被ばく等価線量は100mSv～500mSv、それ以外の滋賀県ほぼ全域で甲状腺被ばく等価線量は50mSv～100mSvと予測され、住民は、自宅等への屋内避難を考慮する必要があると判断される。」としている。すなわち、全県の住民、在県者が、屋内退避を直ちに速やかに行えることが不可欠な影響が予測されるということである。</p> <p>それにも関わらず、全県の住民、在県者についての屋内退避の実効性のある遺漏のない具体策が計画されていない。</p>	<p>UPZ以遠放射性プルーム対策については、原子力規制委員会のPPAに係る検討で議論され、原子力災害対策指針に記載すべきものと考えます。</p> <p>県としては、その内容を踏まえ、地域防災計画に反映していきます。</p>

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
12	<p data-bbox="259 239 499 365">第1章第5節 第4 琵琶湖への 影響予測</p> <p data-bbox="259 428 499 553">第2章第8節 飲食物の出荷制 限、摂取制限等</p> <p data-bbox="259 616 499 741">第3章第7節 飲食物の摂取制 限等</p>	<p data-bbox="521 239 618 271">13～15</p> <p data-bbox="521 428 566 459">63</p> <p data-bbox="521 616 566 647">145</p>	<p data-bbox="640 239 1335 318">原発事故によるびわ湖への影響予測と対策にかかると思われる左記項目全般にわたり意見を述べる。</p> <p data-bbox="640 381 1335 741">陸地へ沈着する放射性物質で、全村避難となった飯館村の状況が現出する地域があるなら、その周辺も含めて影響の大きい広大な汚染地域ができる。その地域での河川やびわ湖の汚染水を農業用水に利用することによる農作物への放射能汚染の影響も容易に予見されることであり、第3章第7節の1と関連しているため、そうした影響の記載がないと、対策へとつながらない。記載を求める。</p> <p data-bbox="640 804 1335 976">検討委員会議論にあった、浄水場汚染防止対策の「浄水場のオープン施設は恒久的な屋根が必要だ」という指摘事項は重要であり、この整備を推進する旨の記述が必要である。市町任せにはならない。</p> <p data-bbox="640 1102 1335 1368">飲料水対策が決定的に欠落している。委員会論議では「飲料水の対応は、家庭1日、市町1日、県1日の3日分の備蓄を推進している。」としているが、「最大で10日間の摂取制限は考えておかねばならない。残り7日間はどうか対応するのか」という指摘に何の対策もないことが明らかになっている。</p>	<p data-bbox="1357 239 2051 506">第2章「災害事前対策」の「第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等」において、「琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、琵琶湖水への影響が10日間程度残るという琵琶湖への影響予測結果を考慮する」ことを明記し、琵琶湖の影響予測結果を対策に活かすこととしています。</p> <p data-bbox="1357 804 2051 1039">ご意見として承ります。 なお、地域防災計画は防災対策の方針を示すものであり、個々具体の対策については、それぞれの担当部局や関係機関等が、マニュアルの作成等により対応するものと考えます。</p> <p data-bbox="1357 1102 2051 1133">ご意見として承ります。</p>

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
			<p>市町に「備蓄計画をあらかじめ定めておくよう助言する」ことは対策ではなく、放置であり県の責任放棄・市町への丸投げである。</p> <p>水は人間の生存に欠かせない。ましてや病院の入院患者はどうなるのでしょうか。日赤の委員の方の「4日目からはどうするのか」の指摘は至極もつともと思う。福島原発事故の際に、飲料水をめぐって自治体と住民、あるいは住民間で深刻な事態に立ち至ったと聞いている。その点からも、飲料水確保の最低10日間の具体的な対策がなくては、滋賀県民の命を危険にさらすこととなり、防災計画と呼ぶに値しない。</p>	
13	第3章第7節 飲食物の摂取制限等	145	<p>琵琶湖水への放射能汚染のシミュレーション結果によれば、琵琶湖の表層（水深0～5m）において、O I L 6の放射性セシウム 200Bq/kg を超過する水域は、長い場合で、10日前後残る可能性が示され、O I L 6の放射性ヨウ素 300Bq/kg を超過する水域は10日程度で解消された。すなわち、10日程度で、通常時の飲料水基準 10 Bq/kg の汚染が1年続いた場合に相当する程度の放射線量に達する水域がある。</p> <p>第3回地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し検討会議でも、個人保管分も含めて3日分しか飲料水を確保できていないという県の現状報告との関連で計画について議論がなされた。</p> <p>それにも関わらず、同シミュレーション結果を生か</p>	<p>第2章「災害事前対策」の「第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限等」において、「琵琶湖水を水道原水に利用している場合には、琵琶湖水への影響が10日間程度残るといふ琵琶湖への影響予測結果を考慮する」ことを明記し、琵琶湖の影響予測結果を対策に活かすこととしています。</p> <p>なお、地域防災計画は防災対策の方針を示すものであり、個々具体の対策については、それぞれの担当部局等においてマニュアルの作成等により対応するものと考えます。</p>

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
			した飲料水確保や飲食物の摂取制限等についての具体的計画が示されていない。	
14	第4章第4節 放射性物質による環境汚染への対処	164	<p>通常時の飲料水基準 10 Bq/kg 以下になるまでに 10 日間以上の長期にわたるにも関わらず、第1章の予想される影響等において、その期間が欠落していることにより、通常時の飲料水基準 10 Bq/kg 以下になるまでの計画が看過されている。</p> <p>放射性物質の放出量が増えれば、シミュレーション結果も 2 倍、10 倍となり、琵琶湖全域が飲料水基準を超え得るので、中長期的に安全性が確保されるのかという疑問は解明されていない。</p>	<p>原子力災害中長期対策における「緊急時被ばく状況から現存被ばく状況・計画的被ばく状況への移行の考え方」については、今後、原子力規制委員会において検討され、原子力災害対策指針に記載されることが、同指針明記されています。</p> <p>県としては、その内容を踏まえ、地域防災計画に反映していきます。</p>
15	第4章 原子力災害中長期対策	163～	<p>案の内容は、事故発生後 24 時間の緊急事態応急対策が主であり、中長期対策は、具体的でなく、不十分である。避難者の中長期的な受入れ体制、琵琶湖の生態系への影響、農林水産物や食料の汚染対策、土壌汚染対策、暮らしや産業への影響などの具体的検討を早急を開始すべきである。</p>	<p>原子力規制委員会では、可及的速やかに対策を検討すべき、災害事前対策および緊急事態応急対策について優先的に検討し、その後、原子力災害中長期対策の検討を充実していく方針と伺っているところです。</p> <p>県としても、国の動向を注視しながら、中長期対策の具体化に取り組んでいきます。</p>
16	その他	—	<p>滋賀県は、原子力災害に対する準備を整えるだけでなく、福井県下における原子力事業所の再稼働・新設に反対であることを明確にすべきである。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
17	その他	—	<p>地域防災計画（原子力災害対策編）の見直し検討会議では、「一生飲み続けても健康には影響がほとんどないというレベルです」とか「やはり最後は自己責任に</p>	<p>ご意見として承ります。</p>

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
			<p>なるのだと思います。」と議論されている。これはとんでもない暴論である。暴論という自覚が県当局や発言した委員にないなら、なおさら問題である。</p> <p>第一に、H23年の厚労省水道課長通知に基づいた認識で議論されているのであろうが、これは放射能被害に対する認識の低さ、内部被ばくへの認識の欠如がある。</p> <p>体内に取り込まれた放射性物質が放射線を発し、周囲の細胞の遺伝子を破壊することでガンなどの疾患が誘発される。半減期が短いと言うことは、それだけ早く大量に放射線を発するということであり、理論的にはどんなに少ない量でも放射性物質が体内に入れば、がんや疾病が発生する可能性がある。</p> <p>内部被ばくに閾値などない。受診者 269,354 人に対して甲状腺がん(疑い含む)の子どもが 74 人という福島の現状からして、原発推進の ICRP の数値を基にした厚労省基準に従って放射能汚染水を飲用し続ければ健康は破壊されるのは確実であると考えられる。</p> <p>この点、内部被ばく・低線量被ばくの危険性を認識しての記述が必要である。</p> <p>第二に、検討委員会が出てきた「自己責任論」は理不尽このうえない議論である。自己のなした行為に責</p>	

NO.	項目	頁	意見要旨【県民】	対応方針
			<p>任を取るのならわかるが、命よりカネのために国民の反対を押し切って再稼働しようとしている原発が事故を起こした結果まで、県民が責任を取らされる必要はない。こうした姿勢のもとで、防災計画の見直しが行われていることに、深刻な危機感を覚える。</p> <p>最後に、こうした決定的誤謬にもとづいた防災計画に、私たちの命を預けることはできない。誰が、どう考えようと滋賀県民及び近畿1400万人の飲料水対策や放射能からの避難計画など立てられるはずがない。福井県の原発の再稼働をやめて、廃炉にすることこそが現実的で合理的な防災計画である。滋賀県として、この防災計画の抜本的再考とともに福井県の原発再稼働に反対し、廃炉を求めることを表明するよう強く求めるものである。</p>	

滋賀県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正（案）への意見に対する考え方
【市 町】

滋賀県原子力防災室

NO.	項目	頁	意見要旨【市町】	対応方針
18	全体	—	<p>県の責務・市の責務をはっきりと明示すること。</p> <p>今回の修正により、現行の計画より市町の財政的負担が増加することのないように配慮すること。</p>	<p>県および市町村の責務については、災害対策基本法第4条・第5条、原子力災害対策特別措置法第5条のとおりです。</p> <p>財政的負担に関しては、ご意見として承ります。</p>
19	モニタリングポスト	—	<p>放射性プルームに対する防護措置が必要である地域についてもモニタリングポストを設置すること。放射線プルームの方向を推測するためには、原子力発電所の位置から滋賀県を横軸に見た場合、琵琶湖の中心である沖島にモニタリングポストが必要であり、また、琵琶湖の汚染の観点からも沖島への設置を要望する。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
20	第1章第5節 第4 琵琶湖への影響	15	<p>4行目からの「なお南湖では、……、また河川からの流入の影響を受けやすいこと等から……」の記述で、河川とは南湖のどの地域の河川でどれ位の影響を予測しているのか記述する必要があると思われる。</p> <p>企業庁の県用水をはじめ河川表面水を取水している水道事業者が河川の影響を懸念しているためです。</p>	<p>このたびの琵琶湖への影響予測は、放射性物質の琵琶湖への影響の度合いを把握して今後の原子力防災対策に活用することを目的として実施したものであり、個々の河川における影響を確認するために実施したものではありません。</p>

NO.	項目	頁	意見要旨【市町】	対応方針
21	第1章第8節 放射性プルーム 通過時の被ばくの 影響を避けるため の防護措置	19	放射性プルームに対する防護措置が必要である地域については、原子力規制委員会の検討を待つのではなく、具体的な防護対策を検討すること。	原子力防災対策は、国が責任をもって方針を示すべきものであると考えます。 県としては、引き続き、国にPPA対策の方針を早期に明示するよう求めています。
22	第1章第9節 「11 指定地方公 共機関」	30	「社会福祉法人 滋賀県社会福祉協議会」の項で、「災害時要援護者」が「要配慮者」に改正されているが、避難支援を必要とする要配慮者としての文脈から、「避難行動要支援者」の表現を用いるべきではないか。	「要配慮者」という文言は、平成26年1月17日付けで行われた、国の防災基本計画（原子力災害対策編）の改正により、「災害時要援護者」に替わる文言として定義づけられたもので、もともと、災害対策基本法第8条第2項第15号で規定されている文言です。 一方で、「避難行動要支援者」については、平成25年6月の災害対策基本法改正により新たに設けられたものであり、同法第49条の10第1項では、「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの」とされており、「要配慮者」より狭い概念であるため、原文を維持します。
23	第2章第2節 第3 平常時の安 全対策	35	第1項第2号の「滋賀県原子力安全対策連絡協議会」に関する規定については「県民」を「住民」とすべき。 ※計画全体的に「県民」と「住民」が混在して使用されているが、この文脈では県および市町に関連する記述のため、「住民」の方が良いと思う。	ご意見をいただいた文言は、滋賀県原子力安全対策連絡協議会設置要綱の第1条（設置目的）から引用したものであり、原文を維持します。 ※ 当該条文は、「市民」、「町民」を含めて、「滋賀県民」の安全確保ということを明確にするため

NO.	項目	頁	意見要旨【市町】	対応方針
				に、「住民」ではなく「県民」という文言を使用したものです。
24	第2章第7節 第1 避難計画の作成	57	「2 広域避難計画の策定」について、屋内退避を原則とするのに、避難計画が必要というのをおかしいのではないか。	内閣府・消防庁の「県地域防災計画（原子力防災計画編）作成マニュアル」に基づき記載した文言であり、UPZ内については、「OILによる避難指示までには屋内退避を行い、予防的避難は行わない」ことを原則とするという意味です。
25	第2章第7節 第2 避難所等の整備	57	「指定緊急避難場所」と「指定避難所」は相互に兼ねることができることを記載すべき。	ご意見のとおり修正します。
26	第2章第8節 飲食物の出荷制限、摂取制限に関する体制整備	63	市町に対し助言するだけでなく、県としても具体的な対策を検討すること。特に近畿の水瓶である琵琶湖水については京阪神の飲料水でもあることも考慮し、直ちに対策を講じること。	第2章第8節第1において県における体制の整備を定めることとしており、その中で県としての対策を講じることとします。
27	第3章第2節 第4 放射性物質 または放射線の 影響の早期把握 のための活動	98	6行目、「緊急時モニタリング計画に沿って」は「緊急時モニタリング実施計画」とするべきではないか。	緊急時モニタリング実施計画策定後については、お見込みのとおりですので、以下のとおり修正します。 「緊急時モニタリング計画等に沿って」
28	第3章第5節 第2 防護措置基準	123	「この防護措置基準等は、」の「等」は不要ではないか。	ご意見のとおり修正します。
29	第3章第5節 第4 避難、屋内	131	「2」の文言中、「関係周辺市に対し、・・・要請する」は「指示」とすべきではないか。	内閣府・消防庁の「県地域防災計画（原子力防災計画編）作成マニュアル」に基づき記載した文言であり、

NO.	項目	頁	意見要旨【市町】	対応方針
	退避等の防護措置の実施			原文を維持します。
30	第3章第5節 第12 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置	142	「関係周辺市長が設定した警戒区域」は「市町長が設定した警戒区域」とすべきではないか。	ご意見のとおり修正します。
31	第3章第5節 第13 飲食物および生活必需品の供給	142	「退避等施設」は「避難所等」とすべき。 「備蓄品の供給および給与または貸与またはあらかじめ協定を締結している業界団体等に対し」は表現が不正確	ご意見を踏まえ、文言を修正します。
32	第3章第6節 第2 3 湖上輸送	145	主語が不明確で文章が分かりにくいのではないか。	ご意見を踏まえ、文言を修正します。